

岡人第184号  
令和3年6月18日

各局区室部課長 様  
各出先機関の長 様

総務局長

新型コロナウイルス感染症対策に係る職員の勤務の分散について

昨日、岡山県を対象とした緊急事態措置の実施期間が令和3年6月20日をもって終了することが決定されました。しかしながら、再度の感染拡大を防止する観点から、引き続き対策に取り組む必要があります。

つきましては、令和3年5月28日付け岡人第146号（別紙参考1）による取組の徹底については終了しますが、引き続き各所属において、市民サービスに影響を及ぼさない範囲で下記の取組を行っていただくようお願いします。

記

取組等の内容

※ 実施計画表の作成は任意とします。作成する場合は、令和3年5月28日付け岡人第146号に添付のものを修正して使用してください。

(1) 時差出勤（別紙参考2）

(2) 週休日の振替

職員の健康管理の観点から同一週（日曜日から土曜日まで）での振替を基本とします。

(3) テレワーク

各局に割り当てて実施中の専用端末を用いたテレワークの試行の範囲内で行ってください。

※ 令和3年5月28日付け岡人第147号によるテレワーク（自宅パソコンを用いた方法）については6月20日（日）をもって終了します。

(4) 年次休暇、夏季休暇

(1)～(3)の取組に加え、業務に支障がない範囲で計画的な取得を検討してください。

【担当】

総務局人事部人事課

TEL：086-803-1086

内線：3425 3426 3423

# 参考 1

岡人第 1 4 6 号  
令和 3 年 5 月 2 8 日

各局区室部課長 様  
各出先機関の長 様

総 務 局 長

## 新型コロナウイルス感染症対策に係る職員の勤務の分散について

本日、岡山県を対象とした緊急事態宣言の延長が決定されました。本市における感染状況も予断を許さない状況が続いています。

こうした状況を踏まえ、令和 3 年 5 月 1 3 日付け岡人第 1 0 8 号（参考 1）を下記のとおり改めますので、各所属において引き続き取り組んでいただくようお願いいたします。

### 記

#### 1 取組等の内容

所属で別添の実施計画表を作成のうえ、取り組んでください。対象は、会計年度任用職員等を含む全ての職員です。

##### (1) 時差出勤（参考 2）

##### (2) 週休日の振替

職員の健康管理の観点から同一週（日曜日から土曜日まで）での振替を基本とします。

##### (3) テレワーク

各局に割り当てて実施中の専用端末を用いたテレワークの試行又は令和 3 年 5 月 2 8 日付け岡人第 1 4 7 号によるテレワーク（参考 3）のいずれかの方法により行ってください。

##### (4) 年次休暇、夏季休暇

(1)～(3)の取組に加え、業務に支障がない範囲で計画的な取得を検討してください。

#### 2 取組期間

令和 3 年 5 月 1 4 日（金）～6 月 2 0 日（日）

#### 【 担 当 】

総務局人事部人事課

TEL：086-803-1086

内線：3425 3426

テレワークについては内線 3423